
第 1 章 総論

1 計画策定の趣旨

地球温暖化について、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新の報告書（第 4 次評価報告書）では、「温暖化には疑う余地がない」と断定し、大気や海洋の世界平均温度の上昇、南極や北極の氷・山岳氷河などの広範囲の減少、世界平均海面水位の上昇などが観測され、今や地球が温暖化していることは明らかとしています。

また、同報告書によれば、最新の科学的知見と世界各国の専門家による評価の結果、「人為起源の温室効果ガス排出量が、20 世紀半ば以降の地球温暖化の原因である可能性が非常に高い」とし、観測結果として、地球平均気温は 1906（明治 39）年から 2005（平成 17）年までで約 0.74℃上昇、最近 50 年間（1956（昭和 31）年から 2005（平成 17）年）の気温上昇は、過去 100 年の上昇速度のほぼ 2 倍に相当し、近年になるほど加速していると報告されています。

温暖化の影響により生態系の異変や異常気象の頻発などによる人間社会への影響が現れており、将来的に世界各地で深刻な影響が生じる可能性があるとして警鐘を鳴らしています。

2008（平成 20）年 7 月に本道で開催された北海道洞爺湖サミット（第 34 回主要国首脳会議）においては、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも 50%削減するという長期目標が示され、この目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組むことが必要であるとの認識で合意し、国際社会の協調により対策を進めることが極めて重要であることが、世界の国々の一人ひとりに提示されました。

これを受けて、同月には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、この中で日本の長期目標として、2050 年までに、温室効果ガスを現状から 60～80%削減することを掲げ、日本が低炭素社会へ移行していくための具体的な手段として、革新的技術の導入、太陽光発電や電球型蛍光灯などの既存技術の普及、排出量取引やグリーン税制、低炭素型の都市づくりなどが示されています。

また、同年 6 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）が改正され、都道府県等に対し、従来の地球温暖化対策地域推進計画を充実し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等の施策について定めた地方公共団体実行計画を策定することが求められることとなりました。

2009（平成 21）年 3 月には、前年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、北海道地球温暖化防止対策条例を制定し、本道における地球温暖化対策に関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにし、道による総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関する計画の策定、施策の実施が義務づけられました。

また、同年 9 月には、新政権が誕生し、同月の国連気候変動サミットにおいて、鳩山総理大臣が「2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減」を表明しました。

2009（平成 21）年 12 月にコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、世界全体としての長期目標として産業革命以前からの気温上昇を 2 度以内に抑えるなどを内容とした政治合意である「コペンハーゲン合意」が作成され、「条約締約国会議として同合意に留意する」ことが決定され、今後の議論について作業を継続することが確認されました。

また、2010（平成 22）年 1 月には、我が国として、すべての主要国による公平かつ意欲的な目標の合意を前提とし、2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減を目標とし、コペンハーゲン合意に賛同する意志を表明しました。

このような国内外の動きや北海道洞爺湖サミットの開催を契機に地球温暖化に対する道民の関心は一層高まっています。

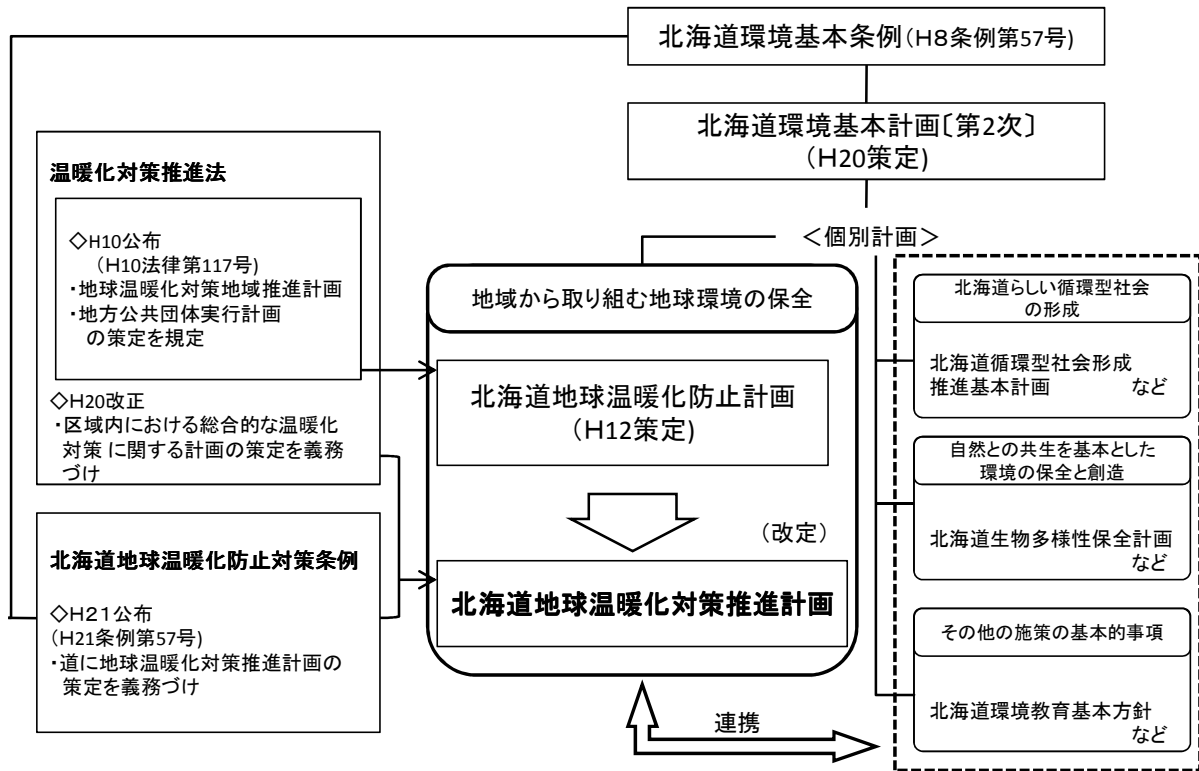
2000（平成 12）年に策定した北海道地球温暖化防止計画の期間は、2012（平成 24）年度までですが、地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であるとともに、温暖化対策推進法改正や北海道地球温暖化防止対策条例の制定により、地球温暖化対策に関する計画の策定が義務づけられたことから、2000（平成 12）年に策定した北海道地球温暖化防止計画を全面改定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、この度、北海道地球温暖化対策推進計画を策定することとしました。

道としては、地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、市町村、事業者及び道民と連携・協働して本計画に示す対策・施策を着実に推進することにより、知床世界自然遺産をはじめとする豊かな環境を有するこの北の大地から、地球温暖化防止に向け積極的に貢献していきます。

2 計画の位置づけ

- (1) 温暖化対策推進法が 2008（平成 20）年 6 月に改正されたことに伴い、従来の地球温暖化対策地域推進計画を充実し、策定することが義務づけられた「地方公共団体実行計画」（同法第 20 条の 3）として位置づけます。
- (2) 北海道環境基本条例（平成 8 年条例第 59 号）に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めた北海道環境基本計画（平成 20 年 3 月第 2 次計画）の個別計画として位置づけます。
- (3) 北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年条例第 57 号）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定を義務づけた「地球温暖化対策推進計画」（条例第 8 条）として位置づけます。

図1-2-1「北海道地球温暖化対策推進計画」の位置づけ



3 計画の基本的事項

(1) 計画の期間

本計画の期間は、2010（平成22）年度から2020（平成32）年度までとします。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書で対象とされている温室効果ガスと同様に、次の6種類とします。

温室効果ガス	地球温暖化係数	特徴
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。物を燃焼することで生成する。
メタン (CH ₄)	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（二酸化窒素等）などのような害はない。
代替 フロン 類	数百～1万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	6, 500～	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。
パーフルオロカー ボン (PFC)	9, 200	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23, 900	硫黄とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。

※「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスがもたらす温室効果の程度を、二酸化炭素の温室効果に対する比で示した係数

(3) 温室効果ガスの発生源

温室効果ガスは様々な人為活動により排出されますが、主な発生源は次のとおりです。

二酸化炭素 (CO₂)		
エネルギー利用	エネルギー転換	火力発電所、ガス事業所及び石油精油所における化石燃料及び電力の消費（自家消費）
	産業	製造業、農林業、水産業、建設業及び鉱業における化石燃料及び電力の消費
	民生	家庭、事務所、店舗等における電気、ガス、灯油などの消費
	運輸	自動車、鉄道、船舶、航空機の化石燃料及び電力の消費
廃棄物		廃棄物の焼却
工業プロセス		セメント製造時における石灰石の使用
メタン (CH₄)		
エネルギー利用		燃料の燃焼施設、自動車の走行
農業		水田（嫌気性状態）、家畜の消費活動（腸内発酵）及びふん尿（嫌気性発酵）、農業廃棄物の焼却
燃料の採掘		石炭等の採掘時における漏出
廃棄物		廃棄物の埋立、焼却及び下水道処理工程
一酸化二窒素 (N₂O)		
エネルギー利用		燃料の燃焼施設、自動車の走行
医療ガスの使用		医療ガスの使用
農業		窒素系肥料の施用、家畜のふん尿、農業廃棄物の焼却
廃棄物		廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒、工業用エアゾール等
パーフルオロカーボン (PFC)		電子機械製造での半導体エッチング、洗浄乾燥等
六ふっ化硫黄 (SF₆)		電子絶縁用ガス、半導体エッチング等

4 地球温暖化対策において目指す将来像

(1) 計画策定の視点

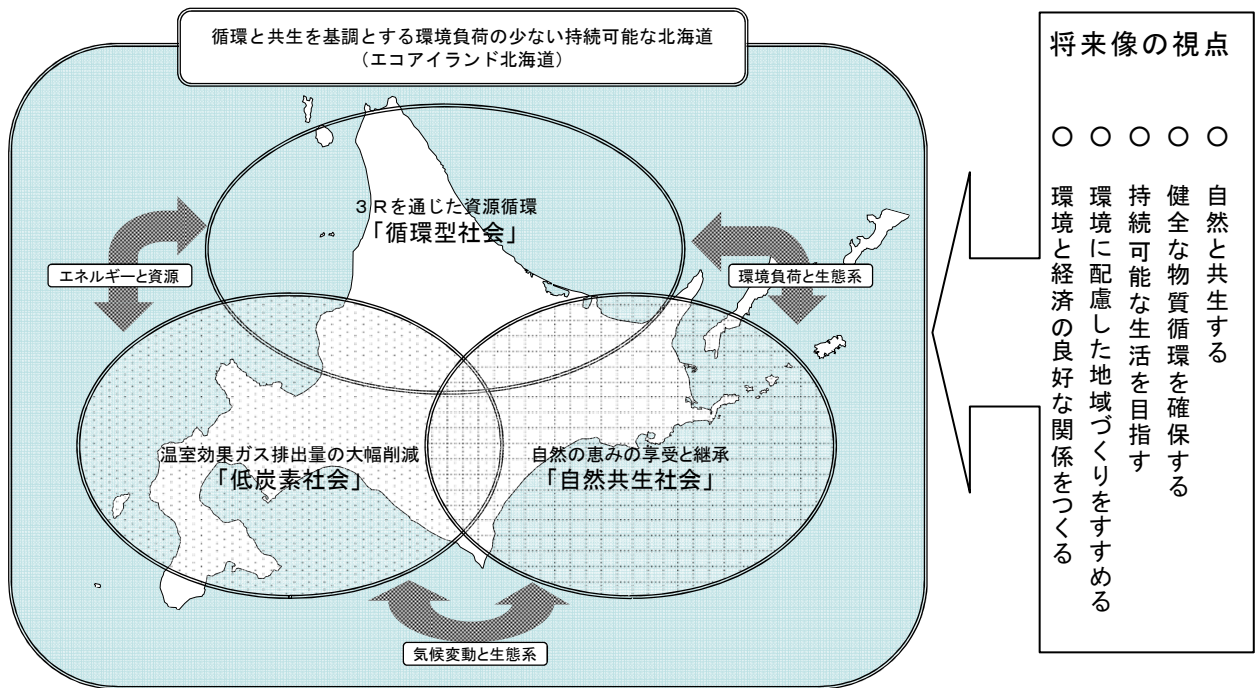
地球環境には、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機、生態系の危機など多くの課題があり、地球環境問題は、21世紀が直面する最大の課題となっています。

自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして、地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現が求められています。

わが国においては、2007（平成19）年6月に、国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性を明示し、今後の世界の枠組みづくりに、わが国として貢献するための指針として、「21世紀環境立国戦略」が閣議決定されました。この戦略では、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すために、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会づくりを統合的に展開していくことが不可欠であることが示されました。

また、道では、北海道洞爺湖サミットが開催された2008（平成20）年を環境行動元年と位置づけ、同年4月に、「北海道環境宣言」を発信し、エコアイランド北海道（循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道）の実現を目指すこととしました。

本計画においては、北海道環境基本計画で示す将来像の視点を踏まえ、この3つの社会の実現を通して、21世紀半ばを展望した北海道の環境の将来像である「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を目指すものとします。



本計画では、北海道環境基本計画で示された「将来像のイメージ」をベースに、低炭素社会の実現に向けた「目指す姿」を掲げます。

(2) 目指す姿

本道の素晴らしい自然、豊富な地域資源など、本道が全国に誇れる優位性を活用し、低炭素社会の実現に向け、道、市町村、道民及び事業者が一体となって、地球温暖化対策に関する各部門の取組や技術革新などを進めながら、本道が21世紀半ばに目指す姿を、「家庭」、「事業活動」、「地域」という3つの視点で整理します。

①家庭で・・・Life Style (ライフスタイル)

～心の豊かさが感じられる質の高い生活～

生 活

- 高効率、長寿命の電化製品や給湯設備などの省エネルギー機器が広く一般に普及するとともに、クールビズ、ウォームビズなどの省エネルギー行動が浸透しています。
- 電気自動車など温室効果ガスの排出が少ない自動車が広く普及しており、また、身近な移動が手軽にできるような公共交通機関も整っています。
- 家庭での3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が実践され、環境に配慮したライフスタイルが定着しています。
- 輸送の際に使用されるエネルギーを低減するため、道内で生産された農林水産物を積極的に選択するなど、地産地消の取組が浸透しています。

住 宅

- 高断熱・高气密の省エネルギー住宅や、太陽光など環境にやさしいエネルギーを活用した住宅が普及しています。
- 木材の持つ二酸化炭素の貯蔵効果や地材地消（地産地消）の両面から、道産木材を使用した住宅の建設が進められています。

②事業活動で・・・Business Style (ビジネススタイル)

～健全な物質循環を保ち環境と経済が調和した社会～

農林水産業

- 豊かな森林資源を有する優位性を活かし、森林の適切な保全・整備が進み、森林が持つ環境保全機能が発揮されています。
- 消費者から信頼される安全で安心な食料が安定的に生産供給され、食料自給率が向上するとともに、農地等の適正管理により、温室効果ガスの吸収能力が発揮されています。
- 家畜ふん尿や、林地残材などバイオマスの電力発電・ガス燃料などの利活用が進んでいます。

商 工 業

- 省エネルギー・新エネルギー技術・製品や二酸化炭素の回収・貯留などの新たな技術の開発・導入などが積極的に進められています。
- 自らの事業活動における廃棄物等の発生を抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正

に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。

- 住民や企業など、各主体における3Rの取組が誘因となり、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネス市場が拡大しています。

観光産業

- 北海道の豊かな自然環境を活用したエコツーリズムやグリーンツーリズムなどが盛んに行われています。

③地域で・・・Community Style(コミュニティスタイル)

～地域における一つひとつの取組を積み重ね環境負荷が少ない社会～

人づくり

- 環境に配慮したまちづくりを通じて、住民・企業・行政の連携が進んでいます。
- 家庭や学校、社会の各場面で環境教育が行われ、環境配慮が実践されています。

まちづくり

- 住民生活や事業活動に必要な様々な機能をコンパクトに集積した低炭素型都市が構築されています。
- 人々に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺などの自然とのふれあいや自然と調和した景観が確保されています。

自然との共生

- 北海道の豊かな自然環境が維持され、世界自然遺産の知床をはじめとする道内各地で、環境保全と適正利用のルールを確立し、自然とのふれあいが盛んに行われています。
- 野生生物の適正な保護管理により、地域住民の生活や産業との共生が図られています。